

## 第8回定例委員会会議録

- 委員長 ) 日程第1 開会宣言
- 委員長 ) 日程第2 会議成立の宣言
- 委員長 ) 日程第3 会議録署名委員の指名(松本委員)
- 委員長 ) それでは、日程第4の審議に入ります。

第10号議案「平成27年度使用芦屋市義務教育諸学校教科用図書の採択について」を議題とします。

ここでお諮りいたします。私のほうから皆さんにご提案させていただきたいと思っております。新しい教科書を採択するに当たりまして、事務局のほうで5月の初旬から教育委員室に調査用の新しい教科書を全て用意していただいております。それで教育委員の皆さんにおかれましては、これまでそれらの教科書全てに目を通していただきましたが、それぞれに工夫された教科書であったというふうに感じているところであります。

今回、芦屋市教科用図書を採択協議会から、芦屋の子どもたちにとって最も適した教科書について丁寧な調査研究報告書をいただいているところであります。丁寧に記述され、また内容量も多い報告書であることから、教育委員としましては協議を行うに当たってはあらかじめ報告書の内容の詳細を確認していく作業が必要であろうというふうに感じているところであります。

したがいまして、本日の会議におきましては、教育委員会として採択協議会からの調査研究資料を受け取ったということ。それから今後採択協議会からの報告書の内容を詳細に確認させ

ていただいた上で次回の教育委員会において採択に係る協議を行うということ。それから3つ目が、今回の採択協議会からの報告では同一の教科書会社の教科書を継続しようというものがもしもあるならば、そういう場合はなぜそういう同じような継続使用をするかというポイント。それから新しい会社の教科書に入れかえとなっているものがあるならば、その理由というものを明確に説明していただくと。このような3点を確認することによってこの協議を一応終えたいと思いますが、いかがでしょうか。そういう点に対しまして考えていくということにしたいと思います。ご異議ございませんか。

木村委員) 採択は次回の協議会でやるということですね。

委員長) はい。第10号議案につきましては、きょうの段階では最終決定に至りませんということで、8月22日の教育委員会臨時会におきまして最終的な結論を出していきたいということです。それまで少し時間をいただくということでもあります。よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

では、そういうことでいただいておりますものの中の検討をするということにしたいと思います。

〈第10号議案採決。結果、保留（出席委員全員賛成）〉

委員長) それでは、次に第11号議案「芦屋市社会教育関係団体登録の承認について」を議題といたします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木村委員) 3番の英会話の件ですけれども、講師の方が来られてその

謝礼を払ったりとか、いろいろ費用もかかりますよね。その中でこの主催をしている人に利益が生じるようなことはないというところは確認をされているということによろしいですか。

生涯学習課長) 団体をお世話されている方は別にいらして、外国人の講師の先生をお二人ぐらい呼んでおられるのですが、その先生には時間幾らみたいな形で謝礼をお支払いになっております。そういうお金と、あとお部屋を借りるお金、そういうものを参加された方で割ってお支払いしているということで、団体を運営されている方はボランティアでしているということでした。

委員長) 3番は時間が朝の10時から夜の8時半までとすごく長いですね。こういうような使い方はほかにあるのですか。

生涯学習課長) ここの運営の仕方はおそらくお部屋を確保していて、二人先生がいらしたとして、別々のことをされていて、教室といいますか、英検の指導みたいなこともされていて、そういうことをやりたいという子どもさんはそこで先生に教えてもらうという形でやっております。例えばもっとフランクな形の英会話をやりたいという子どもさんはまた違うところとかいう形で、時間ごとに内容を変えられたりしてされているということで聞いております。

委員長) 要するに、入れかわり立ちかわり生徒が来るということなのですか。

生涯学習課長) そうですね。同じ方がずっとその時間にいらっしゃるということではなくて、このことをやりたい方はその時間ぐらいい来てという形です。また、こちらが終わったらあちらもやりたいという方もいて、その方だと長い時間おられて、おられる時

間によってお支払いいただく費用もちょっと高くはなってしま  
いますがというようなお話でした。

委 員 長 )        そうすると、その木曜日にきちんとスケジュールがあり、  
どれに参加するかということを決めて入っていくということ  
ですね。

生涯学習課長)        そうです。カリキュラムがぴったりできているかというの  
は、こちらで100%把握はできていないのですが、お話によ  
ると、子どもたちからこういうことがしたいという提案があっ  
てする場合もあるというようなことでした。英語を主としてい  
るけれども、それをツールとして子どもたちの居場所というか、  
コミュニケーションの場を提供したいのだ、というようなお話  
でした。

浅 井 委 員 )        毎週木曜日のこの時間帯は、この団体がその部屋をずっと  
使用しているということなのですね。

生涯学習課長)        一応基本としては木曜日の朝10時から夜8時30分とい  
うことでおっしゃっていましたが、予約をとらないといけない  
ので、確約されたものではないと思います。

浅 井 委 員 )        その都度申し込まれてということですね。

生涯学習課長)        はい。

松 本 委 員 )        前から思っていたのですが、ここに毎月抽選に行かれてと  
れなかったらその月はなしとかということになるのですか。ど  
この団体も、申し込みに来られる方は、どこかは使えて、とい  
うような感じの使用をされているのですかね。

生涯学習課長)        はい、一応皆さん希望日というか、基本的にはこの時間の  
ここですよというのは決めていらっしゃるけれども、やは

り競合する場合とかもあると思いますので、その場合は抽選とかということにもなるでしょうから、必ず100%その部屋ということではなくて、基本はこの曜日のこの場所ですけど、変更もあります、というような感じで来られているようです。会によっても違いますが、会員の方が順番で会場をとっていく当番をされているようなところもあります。その方がすごくプレッシャーというか、責任重大ということでも来られているようです。使用料が上がったりというようなことになり、また使えなくなると余計に活動がしにくくなるのでということで、ぜひとも登録をしたいというようなこともおっしゃっておられました。

浅井委員) 2番のCool Kids Clubですが、活動内容や地域還元内容は問題はないと思うのですが、会費が6,400円で108人の会員の方がおられて、月に65万円かそれ以上の運営費があります。もう少し社会教育に資するものでしたらもう少し会費を安くできるとか、何かそういうこともあるのではないかと。これが絶対に営利ではないのかということは何かもう少し丁寧に見てもらったりしたほうがいいのかと思います。

松本委員) もしかしたらその下のEnglish Worldと同じで、月と書いてあるけど使わなければこの金額にはならないということでしょうか。これ午前10時からですよ。午後10時からとありますが。

松本委員) 2番と3番は同じところがやっておられるのですかね。

生涯学習課長) そうですね、間違えていますね。もともとはこの人数の多いほうの1つの活動として、もともとは同じだったようです。人数がふえてきたということもあって、どちらかというとなん

の少ないほうが英語の勉強といいますか会話に力を入れたいという人たちが分かれたという形で今は活動をしているということで聞いております。ですからここも月幾らと書いてあるのは毎月皆さんがこの額ということではなく、同じような形で、時間で割った800円をその参加というか、来られた時間分をいただくみたいな形です。ですから、月6,400円というのは多い方でこれぐらいになりますというお話でした。ですから、この書き方がおかしいということもあるかと思いますが、月額で決まった額をもらっているのではないというお話でした。

浅井委員) 2番と3番は同じグループだったということですか。

生涯学習課長) はい。もともとはお1人の方が始めて、人数が多くなったということと、それからたくさんになり過ぎると内容としてもいろいろなことを同じ場所でするのも大変なのでということでお世話する方を別にお願ひして、その方にこちらのほうの運営と言いますかお世話していただき、今までやっていた人はまたこちらをしてということですか。ですので、基本的な会の運営の仕方は同じで、講師の方は別の方をそれぞれ呼ばれております。ですので、この両方に行かれています子どもさんもいるというようなこともおっしゃっていました。

木村委員) 先ほどの指摘のあった108名で、1人800円というのは、それで本当に主催者側で利益が生じていないのかというのはちょっと疑問に思うのですが、こっちのほうはより強く疑問に思います。3番はわかりましたけど、2番についてはね。

生涯学習課長) Cool Kids Clubですね。一応収支ということでこちらのほ

うにご提出いただいておりますが、講師謝礼がかなりの額でして、25年度で言いますと収入額が414万4,000円になっておりまして、決算額はそれとほぼ同じような、413万8,900くらいということになっているのですが、講師謝礼がそのうちの287万2,000円になっていて、次に多いのはイベントのときの景品とかお菓子というのが46万円とかあります。あとアシスタントという方もいらっしゃるって、その方が39万円ですかね。あと、活動の使用機器というのがありまして、それが20万円ほど、そのようなものが大きな額になっていて、あとは事務費とか集会所をお使いになられたときの経費とか連絡・通信費ということになってございます。

木村委員) その収支報告書は出ているとしても、その資料になる領収書であるとか、そういうものはありませんよね。それから講師が何名いて、どれだけの時間をやってその二百何十万円を払っているのか、そのあたりははっきりしないのですかね。

生涯学習課長) Cool Kids Clubについては講師の方は書いていただいておりますが、外国の方ばかりなのですが、人数はいらっしゃいます。ただその方が何日来たというところまではわかりません。

木村委員) 時間当たり1人の講師にどれだけかかっているのか。要はその講師が本当に全然別の方であれば問題ないと思うのですが、主催者と何か関係があつてということになって、かなりのものをとられているというふうになると、これは問題が生じてくると思うのです。3番はもともと、会員数が少ないから何となくわかるのですが、2番については少し疑念がありますね。そこを解消しないまま承認していいのかどうかという問題も1つあ

ります。承認したとしてもその団体について問題がないかどうかを注意深く見て、問題があれば、場合によっては登録から外すということも考えないといけないのではないかと思うのですね。

生涯学習課長) 講師の方は、人数としては6名いらっしゃいます。

木村委員) 1人当たりどれぐらい払っているのかというあたりを確認してもらったほうがいいと思います。

生涯学習課長) はい。

木村委員) 例えば1時間このぐらいという形ですね。

年間四百何十万円の収入があるということになると、かなり利益目的の塾に近いような形になってくると思います。

生涯学習課長) はい。

委員長) 入会金も結構しますし。だから安い場所を探していたというだけでは困りますからね。

木村委員) これは9月からの承認をする必要がありますよね。

生涯学習課長) はい。

木村委員) ほかのグループはいいとしても2番がひっかかりますので、8月22日の次回の教育委員会の際に決めるというのでは遅いのですかね。

生涯学習課長) 通知を8月中にお出しして、承認された場合、実際有効になるのは9月からです。

木村委員) 22日に決めても遅くはないのですかね。そのあたりの疑問があるので、2番についてはここを確認していただいた上で8月22日に決めるという形でどうですかね、3番はいいかもしれませんが。



松本委員) 言っても2番と3番は同じところなのですよ。

木村委員) 2番と3番をあわせて検討するというふうになりますけどね。2番と3番を保留ということで。

委員長) 基本的なことなのですが、ピラティスとは何ですか。

木村委員) 今調べたらドイツ発祥のエクササイズで、要はヨガに近いもののようなのです。

生涯学習課長) そうです。体操といいますか。

委員長) はい。それは言葉だけの確認でした。ここに載っているのは、全部新規ですか。継続ではなく新規ですね。

生涯学習課長) はい。活動はもう既に主に体育館、青少年センターで活動されてたところが12団体です。そのほかが2団体ございますが、今回新たに社会教育関係登録団体としては新規ということでお申し込みがあった分です。

委員長) 使用状況というのは、大体いつもいっぱい稼働でやっているのですか。抽選があるということはそういうことでしょうか。

生涯学習課長) 体育館ですか。

委員長) 青少年センターの全体の場所なのですが。

スポーツ推進課長) 新規で社会教育関係登録団体として登録申請されているところは、既にここに記載の活動の曜日でやられており、それぞれがよく、あそこはこの日だとかということについてわかり合っています。

委員長) 何となく調整してということですか。

スポーツ推進課長) 抽せんになる場合もありますが、満遍なくと言いますか、うまく配分された形で今使用されているような状況です。

浅井委員) これまで使用料がかかっていなかったのですね。

スポーツ推進課長) そうです。解釈の問題もありましたが、無料というような形でしております。

浅井委員) それがこのたび料金がかかることになったのですか。

社会教育部長) そうですね。青年の家という条例の中で定めがありまして、体育館・青少年センターという名称になっておりますが、青年の家という位置づけと体育館との複合施設になっておりまして、体育館条例の中の第10条で青年の家とする場合は無料、主として青年が使用する場合は無料というふうになっておりましたところの解釈で、これまでは青年が利用するのだからという内容で解釈されていたみたいです。しかしながら、そのところの解釈をもう一度精査をするというようなところで、青少年が自主的に活動する場合については、例えば生徒手帳の提示を求めなどで免除しようと考えております。大人の方が運営をされるような活動、団体については、青少年活動というのは否めませんが、そこを否定するものではありませんけれども、青年の家としての、青年が使用するという部分についてのところの解釈のところを団体であれば申しわけないのですけれども、受益者負担ということもあるので、電気代程度の多少の経費については負担していただきたいというところもあるので、今回新たに7割減免というところを設けました。ただ、その条件としては社会教育関係登録団体に登録して認められた場合であって、青少年活動をした場合はということになっています。今回、3月に公布し9月からの施行なのですが、事前に周知をさせていただく中で、6月に社会教育関係登録団体の申請時期がございま

すので、それに必要な方は間に合わせて登録いただければそれが準用できるという形で今回、こういう形で12団体が出てきて、あと2団体につきましてはそれとは関係なくお出しになられたところで、合わせて14団体が提出されているという状態になっております。通常でしたら一斉更新以外のときは3団体程度なのですが、今回こういうことがございまして、ふえておりました、14団体ということになっております。

生涯学習課長) 書類を見ておりましたら今問題になっている2番のCool Kids Clubですけれども、講師が6名登録しておりました、その講師によって単価と言いますかお支払いしている金額が異なっております、1時間あたりは3,000円、4,000円、5,000円と3種類の方がいらっしゃいまして、それぞれお2人ずついらっしゃいます。それとは別にハロウィンやクリスマスといった行事をされるときがあつて、そのときは1回幾らという形で、8,000円お支払いして来ていただいているということで、講師の謝金として28万7,000円が支出されているのですが、その内訳はいただいております。

木村委員) 1時間5,000円がどうなのでしょうかね。

浅井委員) それが登録の要件としては何とか満たしておられると思うのですが、社会教育関係の団体ということであると違和感があると言えはありますが。

委員長) そうですね。習い事を本当にリーズナブルで、学校などのいわゆる公的なところでやっているのであれば理解できますが、きちんと払ってやっているということになると別に公的なところでやらなくてもいいということになりますよね。

生涯学習課長) 実際ここについては、やっているところを一度課員が見に行っておりまして、というのはやはりどうなのかということがあったので行ったのですが、教室という感じではないというのはよくわかったと言っておりました。先ほど説明の中で申し上げたのですが、どちらかという子どもの居場所を確保するというような形で、そこに外国の先生方が何人かずついらっやって、その先生と触れ合いながら勉強する子もいるし、お話しする子もいるし、割と自由と言いますか、きちっと椅子に座って並んでというような感じではなくて、何か活動されているようなことを言っておりました。ですから、普通の英語を教えてもらう教室という感じではないということは確認してきております。

木村委員) そうであるならなおさら、居場所をつくるというのであれば、外国から留学している英語をしゃべる学生に来てもらったらいいわけで、そんなに専門性が高くなくていいはずなのです。そういう人に、1時間1,000円ぐらいで来てくださいます。例えば、手を挙げてくれる学生さんは、たくさんいると思うのですが。英語を教えるということはかなり専門性というか経験がないとできませんし、ということになって高くなるから仕方ないと思いますが、居場所をつくるのになぜ1人5,000円となるのか、留学している学生さんでいいのではないですかと、そこは、何でこんなに高いのかなというのは思いますけど。

生涯学習課長) どこに重点を置いておられるかというのは、私自身は直接お話ししていないのですが、講師を選ぶのには気を遣っている

ということはお話しされていて、正しい英語を話す方というのはもちろんの条件なのですが、人間的にというか、子供たちを任せられるというような観点で、お願いしてもだめならばやめていただくという方もいらっしゃるみたいで、今、来ていただいている方は信頼できる方ですというようなお話をされてきました。時間によって金額が違うというのもなぜかみたいなことをお尋ねすると、経験年数であったりということで変えておりますということをおっしゃったようです。

木村委員) 私は、この2番、3番については同意しかねますね。疑問がいろいろあります。

松本委員) 習い事ではなくて、やはり居場所でもありますしね。

木村委員) 居場所をつくるというと学生さん、大学生の若い人のほうがよいと思うのです。その人が人格的に立派であるか、どこで推しはかるのかという問題もありますし。そういうことで5,000円払うというのはなかなか理解できないものがあるのですね。疑うわけではありませんが、万が一そういう講師に払っているお金がぐるっと回って主催者のほうに回っているということがありましたらね、かなり問題になってくると思うのです。

浅井委員) 潤沢に運営費用がある中で、今までは会場費は無料だったわけですね。会場を借りるということは本当に大変なことで、随分それにはみんな苦慮されているとは思いますが、公の施設で、そして今度からは7割減免という形で借りられるのでしょうが、ほかにも多くの申し込みの方がおられて、もしかして抽選でだめになったりしているようなことがあれば、ずっとこの火、水、土曜日、そして木曜日を長時間にわたって占有して

おられるということについても、疑問を感じます。

委員長) どうしますかね、週4日なのですよ。もう一度社会教育委員の方々に戻して検討してくださいというのはできませんかね。

木村委員) ここに登録されなくても当面、有料では利用できるわけですよ。9月に、こちらが急がないといけないというのでもないわけですし。やはり、ひっかかるところがあるのであれば、そこが解消されるまでは同意すべきではないというふうに思いますし、社会教育委員の先生方もそのところについて余り深く入って行ってないので、そこはやはりもう一度検証していただいたほうがいいのかなと思います。

社会教育部長) ただ、認定されない理由が教室ではないのかといったことでの理由であれば、そこは逆に多分営業活動というふうになってきますので、営業活動の場合は体育館・青少年センターの場合、教育施設ですので使用できないということになりますので、登録されない、社会教育に認められないということ自身は、その理由が営利活動であるということであればそこ自身がちょっと使用は難しいということになります。

浅井委員) 10割払っても無理ということですね。

社会教育部長) 無理ですね。ですから市民会館や集会所とか、そういうところを利用していただくことになると思います。

委員長) ここだけ、もう一回検討してもらいますかね。

木村委員) ちょっと今すぐにというわけにはいきませんので。

委員長) もう一度ご検討いただくということで、いいですか。

生涯学習課長) 2番、3番ですか。

委員長 ) はい。それをもう一度、このところが委員会の中で結論  
が出しにくかったので、もう一度状況を調べて判断してくだ  
さいというお願いです。

生涯学習課長) 教室といいますか、そういうところに当たるのではないか  
ということでしょうか。

委員長 ) はい。

木村委員 ) 営利が少しひっかかってくるということですね。

生涯学習課長) はい。

委員長 ) ほかに何かございますか。いいですかね。教室みたいな団  
体が多いようですがよろしいですか。

木村委員 ) あとは金額の問題で、そんなに大きな違和感はありません  
ので。

委員長 ) そうしましたら、今の2件につきましてはここでは保留と  
いうことにして、あとは認めるということによろしいですか。  
他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、2番、3番に関しては保  
留して、あとは認めるということでご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第11号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長 ) 日程第5 閉会宣言